

池袋駅周辺地域再生委員会の設置について

1. 委員会設置の背景

池袋駅及び東池袋駅を中心とした地域（以下「検討エリア」という。）は、都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、都市再生緊急整備地域・特定都市再生緊急整備地域の指定を受けました。今後は、官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、海外から企業・人達を呼び込むことができるような魅力ある都市拠点を形成していくことが必要です。

2. 委員会設置の目的と目標

「池袋駅周辺地域再生委員会」（以下「委員会」という。）では、検討エリアにおいて、国際競争力に資するまちづくりや都市基盤の整備方策等を調査検討します。また、検討エリア内のまちづくりの考え方や都市再生事業を推進する際のルールなどを整理し、「池袋駅周辺地域まちづくりガイドライン（仮称）」としてとりまとめることを主たる目的とします。

3. 検討体制



3. 想定スケジュール

	平成27年度			平成28年度				平成29年度
	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	
池袋駅周辺のまちづくり計画等	▼ 特定都市再生 緊急整備 地域指定		▼ まちづくり ガイドライン 策定				▼ 基盤整備 方針策定	事業の 進展に 合せた 更新
池袋駅周辺地域 再生委員会	まちづくりガイドライン検討 都市機能の検討			ガイドラインの深度化・基盤整備方針の検討 持続可能なまちづくりのルール化				
基盤検討部会	都市基盤の検討 (東西デッキ・駅前広場・道路等)							